

京都市告示第 4 4 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、財団法人京都市体育協会を京都市公金収納受託者とし、京都市桂川地域体育館、京都市伏見北堀地域体育館、京都市醍醐地域体育館、京都市山科地域体育館及び京都市東山地域体育館の使用料の徴収事務を委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎 本 頼 兼

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)